

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染 への対処に関する特別措置法第四十二条に基づく国による措置の代 行に関する件

○環境省告示第七十七号（平成二十七年五月七日）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十二条第一項の規定により、福島県及び同法第三十八条第一項の規定に基づき土壌等の除染等の措置を実施した福島県内の市町村に代わって除去土壌（同法第二条第四項に規定する除去土壌をいう。以下同じ。）の大型の運搬車（最大積載量が十トン程度のダンプトラック等をいう。以下同じ。）への積み込み及び大型の運搬車による搬出が可能な場所（以下「積み場」という。）から中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項の中間貯蔵を行うために必要な施設（以下「中間貯蔵施設」という。）までの当該除去土壌の運搬並びに当該除去土壌の中間貯蔵施設での保管を行うので、平成二十三年一月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百九十四号）第二条の規定に基づき、次のように公示する。

一 除去土壌の運搬及び保管を行う区域

（一） 運搬

積み場から中間貯蔵施設までの除去土壌の運搬に使用する大型の運搬車が通過する福島県内の道路等

（二） 保管

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）第三条で定める区域

二 除去土壌の運搬及び保管の開始の日

平成二十七年五月七日